

令和3年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考追検査実施要項

1 目的

この要項は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる令和3年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考（以下「入学者選考」という。）の入学者志願者の受検機会を確保するため、入学者選考に係る追検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 追検査の実施

- (1) 中等教育学校長は、当該県立中等教育学校に係る入学者選考の入学者志願者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより、入学者選考の適性検査等（令和3年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項（令和2年10月愛媛県教育委員会告示第7号。以下「入学者選考実施要項」という。）9に規定する作文、適性検査及び面接をいう。以下同じ。）の全部又は一部を欠席した場合においては、この要項の定めるところにより、追検査を実施するものとする。
- (2) 追検査に係る作文、適性検査の成績及び面接の結果は、それぞれ入学者選考に係る作文、適性検査の成績及び面接の結果とみなす。

3 受検手続

- (1) 入学者選考の入学者志願者は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより適性検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を在籍する小学校等（入学者選考実施要項3(1)に規定する小学校等をいう。）又は義務教育学校の校長（以下「小学校長」という。）を経て、令和3年1月13日（水）正午までに志願先中等教育学校長に提出しなければならない。
- (2) 県立中等教育学校に係る入学者選考の入学者志願者は、追検査受検願に新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことについて、小学校長の証明を受けなければならない。ただし、小学校長を経由しない場合にあつては、医師の診断書又はそれを証する書類を添付しなければならない。
- (3) 中等教育学校長は、追検査受検願の提出があつた場合は、当該提出をした者に対して直ちに、小学校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

4 中等教育学校長の報告

- (1) 中等教育学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者（以下「追検査受検者」という。）の数を令和3年1月13日（水）午後3時までに愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告するものとする。
- (2) (1)に定めるもののほか、中等教育学校長は、教育長が定めるところにより、追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。

5 作文、適性検査及び面接の実施

追検査受検者に対して行う作文、適性検査及び面接については、入学者選考実施要項9の(1)から(6)までの規定を準用する。ただし、入学者選考に係る適性検査等の一部を欠席した追検査受検者にあつては、当該欠席に係る作文、適性検査又は面接に限り、追検査を行う。

6 期日及び日程

期 日	時 間	検 査 等
令和3年 1月22日(金)	8:50	集 合 (志願先中等教育学校)
	9:00～ 9:25	点呼、受検上の注意
	9:40～10:30	作 文
	10:50～11:50	適性検査
	11:50～12:40	(昼 食)
	12:40～	面 接

7 検査場

検査場は、志願先の中等教育学校とする。

8 入学予定者の発表

入学予定者の発表は、追検査を実施した中等教育学校にあつては、入学者選考実施要項 11 の規定に関わらず、令和3年1月25日(月)午前10時に、当該中等教育学校において、受検番号を掲示して行う。

9 選考結果の口頭による開示請求

選考結果の得点等の口頭による開示請求は、追検査を実施した中等教育学校にあつては、入学者選考実施要項 12 の規定を準用する。ただし、口頭による開示請求ができる期間は、令和3年1月25日(月)から1月間とする。

10 その他

この要項に定めるもののほか、追検査の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。